

宿泊税条例の施行期日を定める規則

宿泊税条例（令和6年宮城県条例第60号）（附則第1条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は令和8年1月13日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日はこの規則の公布の日とする。